

劣後特約付 コミット型シンジケートローン契約書

2018年10月26日

－ 借入人 －

武田薬品工業株式会社

－ リード・アレンジャー兼ブックランナー －

株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行

－ アレンジャー兼ブックランナー －

株式会社みずほ銀行

－ アレンジャー －

農林中央金庫
三井住友信託銀行株式会社

－ 貸付人 －

株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社みずほ銀行
農林中央金庫
三井住友信託銀行株式会社

－ エージェント －

株式会社三井住友銀行

目 次

第1章 用語の定義	1
第1-1条（用語の定義）	1
第2章 コミットメントに関する事項	5
第2-1条（コミットメント主要条件）	5
第2-2条（義務負担の前提条件）	8
第2-3条（貸付の実行に関する条項）	8
第2-4条（貸付人の免責）	9
第2-5条（増加費用及び違法性）	10
第2-6条（コミットメントフィーの支払）	10
第2-7条（利息支払の任意停止）	11
第3章 借入人による表明及び保証	13
第3-1条（借入人による表明及び保証）	13
第4章 借入人の義務	14
第4-1条（借入人の義務）	14
第5章 期限の利益喪失の禁止	16
第5-1条（期限の利益喪失の禁止）	16
第6章 コミット期間の終了	17
第6-1条（コミット期間の終了）	17
第7章 債務の弁済に関する条項	18
第7-1条（借入人の債務の履行）	18
第7-2条（劣後特約）	19
第8章 期限前弁済に関する条項	21
第8-1条（期限前弁済に関する条項）	21
第9章 シンジケーション要項	22
第9-1条（貸付人の権利義務）	22
第9-2条（貸付人への分配）	22
第9-3条（エージェントの権利義務）	24
第9-4条（エージェントの辞任及び解任）	25
第9-5条（多数貸付人の意思結集）	26
第9-6条（第三者からの回収等）	27
第9-7条（地位の譲渡）	27
第9-8条（貸付債権の譲渡）	28
第9-9条（一般規定）	28
別紙1 契約当事者の連絡先、貸付人の当初コミット金額及び通知方法	
別紙2 元本弁済予定表、利払日予定表	
別紙3 借入申込書	
別紙4 反社会的勢力の排除	

劣後特約付コミット型シンジケートローン契約書

本契約は、武田薬品工業株式会社を借入人とし、別紙1の貸付人欄に記載された金融機関を貸付人とし、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、2018年10月26日付で以下の通り合意された。

第1章 用語の定義

第1-1条（用語の定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。

- | | | |
|----|--------------|---|
| 1 | 「営業日」 | 日本において銀行が休日とされる日以外の日をいう。 |
| 2 | 「貸付義務」 | 本契約に定める条件に従い、借入人による貸付の実行の申込に応じて、貸付人が借入人に対して個別貸付を実行する義務をいう。 |
| 3 | 「貸付不能事由」 | ①東京インターバンク市場等において銀行が一般的に円資金貸借取引を行い得ないこととなった事態、及び②天災・戦争・テロ攻撃の勃発、電気・通信・各種決済システムの不通・障害、その他貸付人の責によらない事由により貸付人の全部又は一部による貸付の実行が不可能となった事態をいい、その発生及び解消について多数貸付人（多数貸付人の意思結集が困難な場合はエージェント）が合理的に判断するものをいう。 |
| 4 | 「借入申込書」 | 借入人が本契約に基づく借入を希望する場合に、エージェントに提出又はファクシミリ通信により送信する大要 <u>別紙3</u> の様式による申込書をいう。 |
| 5 | 「借入申込書発出期限日」 | 第2-1条第(2)項に定める意味を有する。 |
| 6 | 「期限前弁済可能日」 | 実行日の6年後応当日以降（同日を含む。）の各年の利払日をいう。 |
| 7 | 「強制支払参照期間」 | ある利払日に関して、当該利払日に先立つ直前利払日の15営業日前の日の翌日（初回の利払日の場合には、実行日）（同日を含む。）から当該利払日の15営業日前の日（同日を含む。）までの期間をいう。 |
| 8 | 「公租公課等」 | 日本において課せられ得る所得税、法人税、その他の税金等、全ての公租又は公課をいう。 |
| 9 | 「個別貸付」 | 借入申込書に基づき貸付人毎に実行される金銭消費貸借取引をいう。 |
| 10 | 「個別貸付実行金」 | 個別貸付により貸付人が借入人に対して貸し付ける金員をいう。なお、個別貸付実行金の金額（関連する借入申込書に記載された貸付の金額に当該貸付人の参加割合を乗じて算出される金額）を「個別貸付実行金額」という。 |
| 11 | 「個別貸付未払金」 | 個別貸付に係る元本、利息、遅延損害金、清算金その他本契約に基づき借入人が当該個別貸付について支払義務を負担する全ての金員をいう。なお、当該金員の額を「個別貸付未払金額」という。 |
| 12 | 「コミット期間終了事由」 | 第6-1条第(1)項に定める意味を有する。 |
| 13 | 「コミット金額」 | 本契約に基づき各貸付人が負担する貸付義務の限度額をいう。 |
| 14 | 「コミットメントフィー」 | 貸付義務負担の対価として、本契約の規定に基づき借入人が貸付人に支払う手数料をいう。 |
| 15 | 「最優先株式」 | 借入人が発行し又は今後発行する株式であって、剰余金の |

- 配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して借入人が発行する普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合には、残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のもの。）をいう。
- 16 「参加割合」 総コミット金額に対する貸付人毎のコミット金額の割合をいう。
- 17 「実行希望日」 貸付の実行がなされることを希望する日として借入人が借入申込書に記載するコミット期間内における営業日をいう。
- 18 「実行日」 個別貸付が実行された日をいう。
- 19 「支払時限」 本契約上に弁済期日の定めのある場合における、かかる弁済期日の正午をいう。
- 20 「資本性変更事由」 本格付会社（株式会社格付投資情報センター、S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した会社をいう。以下同じ。）における本契約に基づく債務の資本性評価基準の変更に従い、本格付会社が本契約に基づく債務について本契約締結時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、その旨の書面による通知が借入人に対してなされたことをいう。
- 21 「清算金」 利払日以外の日に元本の弁済がなされた場合における再運用利率が適用利率を下回る場合において清算されるべき金員をいい、かかる弁済がなされた元本金額に再運用利率と適用利率の差及び残存期間の実日数を乗じて算出される。なお「残存期間」とは、弁済がなされた日（同日を含む。）から次回利払日（同日を含む。）までの期間をいい、「再運用利率」とは、弁済がなされた元本金額を残存期間にわたって東京インターバンク市場等で再運用すると仮定した場合の利率として貸付人が合理的に決定した利率をいう。また、かかる清算金の算出方法は、後落しの片端による日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。
- 22 「総貸付残高」 全貸付人の個別貸付未払金の元本合計金額をいう。
- 23 「税務事由」 日本の法令又はその運用若しくは解釈により、借入人に課される法人税の計算において本契約に基づく利息が法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含む。）第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、借入人にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、借入人の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。
- 24 「増加費用」 法令等の制定、変更若しくはその解釈若しくは運用の変更、準備金の設定若しくはその増額、又は会計上の規制若しくは運用の変更等によって、貸付義務の負担及び本契約に関連して要する貸付人の費用が著しく増加した場合（但し、当該貸付人の課税所得の税率変更に起因する増加は除く。）における、当該費用の増加分（当該貸付人が合理的に計算した金額による。）をいう。
- 25 「増加費用発生貸付人」 増加費用が発生した貸付人をいう。
- 26 「総コミット金額」 全貸付人のコミット金額の合計金額をいう。
- 27 「損害等」 損害、損失及び費用（損害又は損失を被らないようにするために支出した費用、損害又は損失を回復するために支出した費用及び弁護士費用を含むが、これらに限らない。）をいう。
- 28 「多数貸付人」 意思結集基準時点における参加割合（但し、一部の貸付人の貸付義務が消滅後、当該貸付人に係る個別貸付未払金が

- 存在する期間中は、意思結集基準時点における当該個別貸付未払金の元本金額を当該貸付人のコミット金額とみなして参加割合を算出する。また、全貸付人の貸付義務が消滅後、本契約に基づく全ての債務の弁済が完了していない期間中は、意思結集基準時点における総貸付残高に対する貸付人毎の個別貸付未払金の元本合計金額の割合とする。)の合計が 66.7%以上となる、単独又は複数の貸付人をいう。なお、「意思結集基準時点」とは、貸付人が多数貸付人による指示が必要な事由が発生したと判断した場合には、本契約に基づき多数貸付人の意思結集を要請する通知をエージェントが当該貸付人から受領した時点を行い、エージェントが自ら多数貸付人による意思結集が必要であると判断した場合には、エージェントが多数貸付人の意思結集を行う旨の通知を發した時点をいう。
- 29 「立替コスト」 エージェントが立替払いを行った場合において、立替払いを行った金額に調達利率及び立替期間の実日数を乗じて算出した金額をいう。なお、「立替期間」とは立替払い発生日(同日を含む。)から立替払い解消日(同日を含む。)までの期間をいい、「調達利率」とは立替払いを行った金額を立替期間にわたって調達する利率としてエージェントが合理的に決定した利率をいう。また、かかる立替コストの算出方法は、後落しによる片端による日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。
- 30 「立替払い」 弁済期日における借入人による弁済について、借入人からの弁済完了前に、本契約に従い貸付人へ分配すべき金額相当額をエージェントが貸付人に対し支払う行為をいう。
- 31 「同順位証券等」 最優先株式及び同順位劣後債務をいう。
- 32 「同順位劣後債務」 借入人の債務であって、本契約第 7-2 条第(1)項乃至第(5)項に定められた条件と実質的に類似する条件が付され、かつ、その利息に係る権利及び償還条件又は弁済条件が、本契約に定められたものと実質的に類似するものをいう。
- 33 「非優先株式」 借入人の普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券等に劣後する株式であって借入人が発行するものをいう。
- 34 「弁済期日」 個別貸付に係る元本については元本弁済日、利息については利払日をいい、コミットメントフィーその他の金員については、本契約に従って支払を行うべき日として定められる日をいう。
- 35 「法令等」 本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。
- 36 「本件買収」 SSTL に定義される Target Acquisition をいう。
- 37 「劣後債権」 第 7-2 条第(1)項乃至第(5)項に定められた条件と実質的に類似する条件が付され、かつ、その利息に係る権利及び償還条件又は弁済条件が、本契約に定められたものと実質的に類似する債権を、本契約に基づく債権と併せていう。
- 38 「未使用コミット金額」 コミット金額から個別貸付実行金額の累計額を控除(個別貸付実行金が弁済されたか否かを問わない。)した金額をいう。但し、借入人が不履行貸付人による個別貸付実行の申出を拒絶した場合は、かかる拒絶された個別貸付の金額については未使用コミット金額の計算上個別貸付の実行があったものとみなして個別貸付実行金額の累計額に含めるものとする。
- 39 「劣後事由」 第 7-2 条第(1)項乃至第(5)項に定める場合をいう。
- 40 「SSTL」 2018 年 10 月 26 日付け武田薬品工業株式会社、同契約に定

- 41 「SSTL 満期日」
- める貸付人及び貸付人の administrative agent としての株式会社三井住友銀行間の senior short-term loan facility agreement をいう。
SSTL に定義される Maturity Date をいう。

第2章 コミットメントに関する事項

第2-1条 (コミットメント主要条件)

(1) 貸付義務

貸付人は、借入人に対し、本契約の諸条項に従い、下記の要項により、貸付義務を負担する。

総コミット金額	本契約締結当初は以下の通り（なお、そのうち貸付人毎のコミット金額は別紙1に記載の通り。）。	
	金 5,000 億円	
コミット期間開始日	2018 年 10 月 26 日	
コミット期間満了日	①SSTL 満期日又は②SSTL の実行日から 6 ヶ月後の日のうちいずれか早い日	
コミット期間	コミット期間開始日（同日を含む。）からコミット期間満了日（同日を含む。）までの期間。但し、①本契約の規定によりコミット期間満了日より前に貸付義務が全貸付人との関係で消滅する場合又は②コミット期間終了事由が発生した場合には消滅日又は発生日（いずれも同日を含む。）までの期間。	
貸付の実行回数	貸付人は、本契約に定める条件に従い、借入人による貸付の実行の申込に応じて、借入人に対し、個別貸付を 1 回のみ実行する義務を負担する。	
コミットメントフィー料率	①コミット期間開始日以降、SSTL の実行日（同日を含まない。）まで 年率 0.15% ②SSTL の実行日（同日を含む。）以降、コミット期間満了日（コミット期間がコミット期間満了日前に終了した場合には、コミット期間の終了した日）（いずれも同日を含む。）まで 年率 0.20%	
コミットメントフィー計算期間	下記のコミットメントフィー計算期間開始日（同日を含む。）からコミットメントフィー計算期間終了日（同日を含む。）までの各計算期間	
	コミットメントフィー計算期間開始日	コミットメントフィー計算期間終了日
第 1 回	コミット期間開始日	2018 年 12 月末日
第 2 回	第 1 回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日	2019 年 3 月末日
第 3 回	第 2 回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日	2019 年 6 月末日
第 4 回	第 3 回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日	2019 年 9 月末日
第 5 回	第 4 回コミットメントフィー計算期間終了日の翌日	2019 年 12 月末日

	第 6 回	第 5 回コミットメントフィー 計算期間終了日の翌日	コミット期間満了日 (コミット期間がコ ミット期間満了日前に 終了した場合には、コ ミット期間の終了した 日)
コミット金額の任意減 額	借入人が、(i)コミット金額の減額を希望すること、(ii)減額の金額 (1 億円以上 1 億円単位) 及び(iii)減額希望日、を当該減額希望日 の 5 営業日前の日までにエージェント及び全貸付人に書面で通知 した場合には、総コミット金額から当該コミット金額を減額する ことができ、各貸付人のコミット金額は参加割合に応じて減額さ れる。		
コミット金額の強制減 額	借入人が、コミット期間中に同順位劣後債務による調達 (但し、 外貨建て同順位劣後債務の調達を除く。) を行った場合、債券発行 によるときは資金受領日、借入れによる場合は借入契約の締結日 において、当該調達金額と同額 (円以外の通貨による調達の場合、 当該日において SSTL に定義される Exchange Rate により円換算し た金額)、総コミット金額が減額され、各貸付人のコミット金額は 参加割合に応じて減額される。		

(2) 個別貸付

借入人は、本契約の諸条項に従い、下記の要項により、個別貸付を申込みものとし、貸付人は、借入人に対し、個別貸付を行うものとする。

資金使途	SSTL 満期日またはそれ以前に行う SSTL に基づく借入金の弁済 の資金 なお、エージェント及び各貸付人は、借入人が貸付により調達し た金員を、かかる資金使途に従い使用していることを確認する義 務を負わない。
借入の申込時限	実行希望日の 3 営業日前午前 10 時
借入申込の貸付人あて 送付時限	実行希望日の 3 営業日前の日
借入申込書発出期限日	SSTL 満期日の 3 営業日前の日 (この日を「借入申込書発出期限 日」という。)
借入申込単位	1 億円以上 1 億円単位。但し、実行希望日における SSTL に基づ く貸付の残高として合理的に予想される金額を貸付の金額とし て借入の申込を行う場合にはこの限りではない。
満期日	実行日の 60 年後応当日
元本弁済日	満期日をいう。
元本弁済方法	元本弁済日に元本弁済金額 (別紙 2 に記載の通り。) の元本を一 括して支払う。
期限前弁済	別途本契約に定める通り。
金利期間	利払日に支払う利息の計算期間。各個別貸付について、実行日の 直後の利払日に支払う利息の計算期間 (この期間を「第 1 回の金 利期間」といい、第 2 回以降についても同様にいう。) は実行日

	(同日を含む。)から直後の利払日(同日を含む。)までの期間。 第2回以降の金利期間については直前の金利期間の末日(同日を含む。)から次に到来する利払日(同日を含む。)までの期間。
基準金利	第1回の金利期間については実行日、第2回以降の金利期間については、その直前の金利期間に係る利払日の2営業日前の日(この日を「利率決定日」という。)の東京時間午前11時又は午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において Telerate17097 又はこの承継ページに掲載される一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(日本円 TIBOR の運営に係る業務が他の主体に承継された場合には、当該業務を承継した主体)が公表する日本円 TIBOR のうち、6ヶ月に対応した利率。但し、(i)日本円 TIBOR の算出・公表が恒久的に中止された場合又はその旨の決定がなされた場合には、貸付人及び借入人は、日本円 TIBOR に代わる代替指標を適用することについて誠実に協議するものとし、(ii)何らかの理由で日本円 TIBOR 若しくは上記(i)に従った協議の結果適用されるものとされた代替指標が公表されない場合、又は日本円 TIBOR の算出・公表が恒久的に中止された場合において上記(i)に基づく協議が整うまでの間については、利率決定日においてインターバンク市場等における6ヶ月の円資金貸借取引のオフアードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率(年率で表わされる。)
スプレッド	(1) 実行日(同日を含む。)から実行日の10年後応当日(同日を含まない。)まで 年率 2.00% (2) 実行日の10年後応当日以降(同日を含む。)、実行日の26年後応当日(同日を含まない。)まで 年率 2.25% (3) 実行日の26年後応当日以降(同日を含む。) 年率 3.00%
適用利率	基準金利にスプレッドを加算した利率
利払日	初回の利払日を実行日の6ヶ月後応当日とし、第二回の利払日を実行日の1年後応当日とし、以後満期日までの各年の6ヶ月毎の各応当日とする。
利息支払方法	貸付人毎の各金利期間における個別貸付未払金の元本金額に、適用利率及び当該金利期間の実日数(後落しによる片端)を乗じて日割計算により算出した利息の合計額(除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。)を、当該金利期間に係る利払日に支払う。また、日割計算に際しては、1年を365日として計算するものとする。
休日処理	元本及び利息の弁済期日が営業日以外の日に該当することとなった場合には翌営業日を弁済期日とするが、かかる翌営業日が翌暦月となる場合には直前の営業日を弁済期日とする。

(3) その他

ベース日数	本契約に基づき日割計算を行う場合には、本契約に別段の定めがない場合、1年を365日として計算を行うものとする。
シンジケート口座	借入人が株式会社三井住友銀行東京営業部に有する当座預金口座（口座番号：239429、口座名義「武田薬品工業株式会社」）

第2-2条（義務負担の前提条件）

貸付義務負担の前提条件は以下の各条件とする。

- ① 借入の申込が本契約に定める要件を満たしていること。
- ② 第2-4条の規定に基づき当該貸付人の貸付義務が免除されていないこと。
- ③ 借入人が本契約において表明及び保証した事項がいずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- ④ 借入人が本契約の各条項に違反しておらず、また、かかる実行希望日以降においてかかる違反が生じる現実的かつ具体的なおそれのないこと。
- ⑤ 本件買収が完了し、SSTLに基づく貸付が実行されていること。
- ⑥ 借入人が以下の全ての書類をエージェント及び全貸付人に提出していること。
 - (a) 本契約の実行希望日において、SSTLに基づく貸付が完済されることを証するものとして貸付人が合理的に満足する書類（期限前弁済に関する通知書の写し等）
 - (b) 本契約に記名押印する借入人代表者の印鑑証明書（但し、受領日の3ヶ月前の日以降に発行され、かつ本契約締結日現在有効なもの。）
 - (c) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書（但し、受領日の3ヶ月前の日以降に発行され、かつ本契約締結日現在有効なもの。）
 - (d) エージェント所定の様式の印鑑又は署名の届出
 - (e) 本契約を締結し、本契約に基づき借入を行うことにつき、適式な社内手続が完了していることを証する書類

第2-3条（貸付の実行に関する条項）

- (1) 借入人は、本契約に基づく貸付の実行を希望する場合、本契約に定める借入の申込時限までに、借入申込書の原本をエージェントに提出する方法又は借入申込書をファクシミリ通信によりエージェント宛送信する方法により、全貸付人に対し借入の申込の意思表示を行う。但し、借入人が借入申込書をファクシミリ通信によりエージェント宛送信した場合は、借入人は架電その他の方法によりエージェントが当該借入申込書を受信したことを確認するものとする。なお、借入申込書に記載される貸付の金額（借入申込単位に合致する総コミットメント額を上回らない金額とし、実行希望日におけるSSTLに基づく貸付の残高として合理的に予想される金額（実行希望日（同日を含む。）までに同順位劣後債務による調達金額から弁済されることが合理的に予想される金額を除く。）を下回ってはならないものとする。）及び当該貸付の弁済期日は本契約の定めに従うものとし、かつ、全貸付人について、当該貸付の金額から算出される個別貸付実行金額は、借入申込書記載の実行希望日における貸付人のコミット金額を上回らない額とする。
- (2) 以上の定めにかかわらず、借入申込書発出期限日において、①SSTL満期日にSSTLに基づく貸付の残高（SSTL満期日（同日を含む。）までに同順位劣後債務による調達金額から弁済されることが合理的に予想される金額を除く。）が残存していることが合理的に見込まれ

ており、②借入人が借入申込書発出期限日までに借入申込書を発出していない場合、借入人は、借入申込書発出期限日に、SSTL 満期日を実行希望日とする借入申込書を前項に定める方法により発出しなければならない。

- (3) 前2項に基づく借入の申込の意思表示は、エージェントが借入申込書を受領したとき又は借入申込書を受信したときに全貸付人に対する関係で効力を生じるものとする。なお、借入人は、エージェントによる借入申込書の受領後又は受信後は、いずれの貸付人に対する関係においても、その事由の如何を問わず、前項に基づく借入の申込を取り消し、又は変更することはできないものとする。エージェントが借入人から借入申込書を受領した場合又は借入申込書を受信した場合には、エージェントは本契約に定める時限までに、全貸付人に対して借入申込書の写しを送付することにより借入人による借入の申込の事実及びその内容を通知する。
- (4) 貸付人は、コミット期間中、本契約に定める貸付義務負担の前提条件が個別貸付実行時点において全て充足されることを条件として（但し、本条第(7)項に基づく通知の有無を問わない。）貸付義務を負担する。なお、かかる条件充足の判断は貸付人毎に行い、他の貸付人及びエージェントは、当該貸付人の判断及び貸付の不実行について一切の責任を負わない。
- (5) 貸付人は、本条第(1)項又は第(2)項に従って借入の申込を受け、かつ、本契約に定める貸付義務負担の前提条件が個別貸付実行時点において全て充足される場合、個別貸付実行金額を実行希望日にシンジケート口座へ入金する。シンジケート口座へ入金した時点をもって、当該貸付人についてかかる個別貸付の実行がなされたものとする。
- (6) 前項に基づき貸付が実行された場合、借入人は、直ちにエージェントに貸付の金額及び個別貸付の明細を記載した領収書を送付する。また、エージェントは、かかる領収書を受領した場合には、速やかにその写しを個別貸付を実行した貸付人に交付する。なお、エージェントは、かかる個別貸付に係る個別貸付未払金の全額について弁済を受けるまで、当該貸付人のためにかかる領収書の原本を保管する。
- (7) 貸付義務負担の前提条件の全部又は一部が充足されないことを理由に、個別貸付を実行しないことを決定した貸付人（以下、「不実行貸付人」という。）は、その旨を理由を付してエージェント、借入人及び他の全ての貸付人に通知できる。但し、かかる条件が全て充足されているにもかかわらず個別貸付が実行されなかった場合には、不実行貸付人は貸付義務違反による責任を免れることはできない。
- (8) 貸付人が個別貸付を実行できなかったことにより、当該貸付人又はエージェントに損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。但し、個別貸付を実行しないことが当該貸付人の貸付義務違反にあたる場合には、この限りではなく、借入人は、当該不実行貸付人に対し、当該不実行に係る相当因果関係の範囲内の損害等の補償を請求することができるものとする。

第2-4条（貸付人の免責）

- (1) 貸付人について貸付不能事由が発生したと多数貸付人又はエージェントが判断した場合、エージェントは、その旨を書面により直ちに借入人及び全貸付人に通知する。
- (2) 前項による通知がなされた後に、多数貸付人又はエージェントがかかる貸付不能事由が解消したと判断した場合には、エージェントは、かかる貸付不能事由が解消した旨を直ちに借入人及び全貸付人に通知する。
- (3) 借入人が、本条第(1)項の通知を受領した日（同日を含む。）から、本条第(2)項の通知を受領する日（同日を含む。）までの期間（本契約において、「貸付不能期間」という。）中は、貸付不能事由の生じた貸付人の貸付義務は免除される。この場合、借入人は、貸付不能事由の生じた貸付人に対し、貸付不能期間に係るコミットメントフィーのうち、貸付不能期間中の日々の未使用コミット金額の合計金額にコミットメントフィー料率を乗じ、365で除して算出した金額（1円未満は切り捨てる。）については支払うことを要さない。貸付人

が当該金員相当額を既に受領している場合には、当該貸付人は、貸付不能期間終了後、直ちに直接シンジケート口座に入金する方法により借入人にこれを返還する。

第2-5条（増加費用及び違法性）

- (1) 増加費用発生貸付人は、借入人に対し、増加費用の発生に係る合理的な理由を付して、エージェントを通じた書面による通知を行うことにより、借入人が増加費用の負担するよう借入人に対し請求することができる。
- (2) 前項の増加費用発生貸付人による請求がなされた場合、借入人は増加費用発生貸付人と協議を行い、その対応を決定する。協議の結果、増加費用を負担することが決定した場合には、借入人は増加費用発生貸付人に対し、エージェントを通じた書面による通知によりその旨を回答する。借入人は、増加費用発生貸付人に対し、本項に定める借入人の増加費用発生貸付人に対する回答が行われた日の5営業日後の日に当該費用に相当する金員を本契約の規定に従い支払う。
- (3) 本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引が、いずれかの貸付人を拘束する法令等に反することとなった場合、当該貸付人はエージェントを通じて借入人及びその他の全貸付人と協議を行い、その対応を決定する。

第2-6条（コミットメントフィーの支払）

- (1) 借入人は、コミットメントフィー計算期間における日々の未使用コミット金額（第9-7条第(2)項第②号に従ったコミット金額の変更がなされた日については変更後の未使用コミット金額を基準とする。）の合計金額にコミットメントフィー料率を乗じ、365で除した金額（1円未満は切り捨てる。）をコミットメントフィーとして、当該コミットメントフィー計算期間に係るコミットメントフィー計算期間終了日の10営業日後の日に支払う。但し、コミット期間がコミット期間満了日前に終了した場合には、借入人は、コミット期間の終了した日の属するコミットメントフィー計算期間については、当該コミットメントフィー計算期間に係るコミットメントフィー計算期間開始日（同日を含む。）からコミット期間の終了した日（同日を含む。）までの期間における日々の未使用コミット金額（第9-7条第(2)項第②号に従ったコミット金額の変更がなされた日については変更後の未使用コミット金額を基準とする。）の合計金額にコミットメントフィー料率を乗じ、365で除した金額（1円未満は切り捨てる。）を、当該コミットメントフィー計算期間に係るコミットメントフィーとして、第2-1条第(1)項「コミットメントフィー計算期間」の欄に記載の当該コミットメントフィー計算期間に係るコミットメントフィー計算期間終了日の2営業日後の日に支払うものとし、以降コミットメントフィー（もしあれば）の支払いは要さない。なお、貸付人は、本契約に別段の定めがある場合を除き、受領したコミットメントフィーの返還を要さない。
- (2) 貸付人に貸付義務の不履行があった場合、借入人は、かかる貸付義務の不履行をなした貸付人（以下、「不履行貸付人」という。）に対し、不履行期間に係るコミットメントフィーのうち不履行期間中の日々の未使用コミット金額（第9-7条第(2)項第②号に従ったコミット金額の変更がなされた日については変更後の未使用コミット金額を基準とする。）の合計金額にコミットメントフィー料率を乗じ、365で除して算出した金額（1円未満は切り捨てる。）については支払うことを要さない。不履行貸付人が当該金員相当額を既に受領している場合には、不履行貸付人は、不履行期間終了後、直ちに直接シンジケート口座に入金する方法により借入人にこれを返還する。なお、本項において「不履行期間」とは、不履行発生日（同日を含む。）から不履行解消日前日（同日を含む。）までの期間をいい、不履行解消日は、以下の各号の通りとする。
 - ① 不履行貸付人が、エージェントを通じて借入人に対し、貸付義務の不履行があった借入人の申込に基づく個別貸付を後日実行する旨の申出を行い、借入人がこれを応諾し、

個別貸付が実行された場合には、かかる個別貸付が実行された日とする。

- ② 前号の申出が行われたにもかかわらず、借入人がこれを拒絶した場合には、かかる申出が拒絶された日とする。なお、前号の申出があった日の3営業日後の日までに、借入人からの諾否の通知をエージェントが受領しないときは、借入人により、かかる申出は拒絶されたものとみなす。
- ③ 前二号以外の場合には、借入人、不履行貸付人及びエージェントによる協議により決定した日とする。

なお、第②号の場合、不履行解消日（同日を含む。）以降の不履行貸付人に係るコミットメントフィーは、貸付義務の不履行があった借入の申込に基づく個別貸付が実行されたものとして計算するものとする。

第2-7条（利息支払の任意停止）

- (1) 利払日において、借入人は、その裁量により、その利払日の10営業日前の日までに、エージェント及び全貸付人に対して書面により通知することにより、当該利払日（以下、「任意停止利払日」という。）における本契約に基づく利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる（以下、当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた本契約に基づく利息の未払金額を個別に「任意停止金額」という。）（但し、借入人が当該任意停止利払日における貸付の利息の一部につき任意停止を行う場合は、貸付人毎に、当該任意停止利払日における当該貸付人の個別貸付の元本の金額の割合に応じて按分して繰り延べられる。）。任意停止金額には、任意停止利払日（同日を含む。）から任意停止金額の全額が弁済される日（同日を含む。）までの間、適用利率と同率の利息（以下、「追加利息」という。また、任意停止金額とこれにかかる追加利息を合わせて「任意未払残高」という。）が付される（なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。）ものとする。また、かかる追加利息の算出方法は、後落しの片端による日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。
- (2) 本条第(1)項の規定にかかわらず、強制支払参照期間中に以下のいずれかの事由（以下、「非優先株式強制支払事由」という。）が生じた場合には、借入人は、当該強制支払参照期間の終了日の直後の利払日（以下、本条において、「強制支払日」という。）又は強制支払日の直後の利払日（以下、本条において、「強制支払最終日」という。）に、当該強制支払日時点における全ての任意未払残高を支払う。本項に基づき強制支払最終日に支払われる強制支払日に関する任意未払残高について、当該強制支払日（同日を含む。）から当該強制支払最終日（同日を含む。）につき、当該任意未払残高に対する利息は発生しない。
- ① 借入人が、借入人の非優先株式に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議を行った場合又は当該配当に係る支払を行った場合
 - ② 借入人が借入人の非優先株式を買入れ又は取得する場合（但し、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）
 - (a) 会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由
 - (b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求
 - (c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項又は第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求
 - (d) 会社法第116条第1項に基づく反対株主からの買取請求
 - (e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得

- (f) その他借入人が買取りを行うことが法令等上義務づけられる事由
 - (g) 会社法第156条、第160条又は第165条に基づく取得であって、当該取得した株式を持株会その他の株式報酬又は借入人の新株予約権の行使に対する交付株式として処分することを目的とするもの。なお、借入人は、貸付人又はエージェントが要求する場合、取得時において当該目的を有していたことを合理的に示す書類等を、当該要求を行った貸付人又はエージェントに交付するものとする。
- (3) 本条第(1)項の規定にかかわらず、任意停止利払日（同日を含む。）から当該任意停止利払日の直後の利払日（同日は含まない。）までの期間において同順位証券等に関する配当又は利息が支払われた場合（同順位証券等の返済に伴い行われる支払いを除く。）には（当該支払がなされたことを、以下、「同順位証券等強制支払事由」という。）、借入人は、当該任意停止利払日の直後の利払日（以下、本条において、「同順位証券等強制利払日」という。）に、当該任意停止利払日に係る同順位証券等強制利払日における全ての任意未払残高を支払う。
- (4) 本条第(1)項の規定にかかわらず、任意停止利払日の直後の利払日において当該利払日に支払うべき利息につき本契約に基づく任意停止を行わなかったときは、借入人は、当該利払日に、当該利払日における全ての任意未払残高を支払う。
- (5) （意図的に削除）
- (6) （意図的に削除）
- (7) 借入人が、その時点における任意未払残高の一部のみを支払う場合には、当該支払は、任意停止利払日が先に到来したものから順に充当され、任意停止利払日が同一のときは、追加利息、次いで任意停止金額の順で充当される。かかる充当に際し、充当額がいずれかの追加利息又は任意停止金額に満たない場合には、当該項目については、当該項目に充当すべき額を、かかる項目に関して借入人が負担する弁済期日の到来した各支払債務毎の金額の割合に応じて按分し、充当する。
- (8) 本条第(1)項乃至第(7)項の規定にかかわらず、借入人は、満期日において、任意未払残高の全部を支払う。
- (9) 借入人は、本条に定める支払をする場合には、当該支払をすることを希望する日の10営業日前までにエージェント及び全貸付人に対して、支払を希望する金額及び支払を希望する日を書面にて事前に通知する。なお、借入人は、当該通知を撤回することはできない。

第3章 借入人による表明及び保証

第3-1条（借入人による表明及び保証）

借入人は、貸付人及びエージェントに対し、本契約締結日及び個別貸付の実行日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証し、後日それが真実でないことが判明したときは、直ちにその旨を貸付人及びエージェントに書面により通知するとともに、それにより貸付人又はエージェントに生じた相当因果関係の範囲内の損害等の一切を負担する。

- ① 借入人は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ現在有効に存続する株式会社であること。
- ② 借入人は、**別紙4**第(1)項に定める(a)乃至(i)のいずれにも該当せず、また、**別紙4**第(2)項に定める(a)乃至(e)のいずれの関係も有していないこと。
- ③ 借入人は、本契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、借入人の会社の目的の範囲内の行為であり、借入人はこれらについて法令等、定款、その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
- ④ 借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(i)借入人を拘束する法令等に反することはなく、(ii)借入人の定款その他の社内規則に反することはなく、また、(iii)借入人を当事者とする、又は借入人若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
- ⑤ 借入人を代表して本契約に署名又は記名押印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、借入人を代表して本契約に署名又は記名押印する権限を付与されていること。
- ⑥ 本契約およびSSTLがいずれも、借入人に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであり、借入人がこれに反する旨を書面により主張していないこと。
- ⑦ 借入人が作成する、金融商品取引法に定める有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等（以下、上記各書類を「報告書等」という。）に記載されている財務諸表（連結・単体）は、一般に公正妥当と認められている会計基準に従って作成されており、監査法人の監査（四半期レビューを含む。）を受けて適正意見が付されたものであること。
- ⑧ 2018年6月期末日以降、当該事業年度の報告書等に示された借入人の事業、財産又は財政状態を低下させ、借入人の本契約に基づく義務の履行に重大な影響を与える可能性がある重要な変更は発生していないこと。
- ⑨ 借入人は、本契約締結日時点で有価証券報告書提出会社で、金融商品取引法に定める監査証明を受けなければならない株式会社であり、特定融資枠契約に関する法律第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- ⑩ 借入人に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、又は開始される現実的かつ具体的なおそれのないこと。
- ⑪ 劣後事由が発生しておらず、又は発生するおそれのないこと。

第4章 借入人の義務

第4-1条（借入人の義務）

(1) 借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号について自らの費用と責任で履行することを確約する。

- ① 劣後事由、税務事由、資本性変更事由、非優先株式強制支払事由若しくは同順位証券等強制支払事由が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、直ちにその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。
- ② 報告書等を作成した場合は、所管財務局長に提出した時点で速やかに報告書等の写しを会計監査報告書（四半期レビュー報告書を含む。）とともにエージェント及び全貸付人に提出すること。

なお、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により報告書等の電子開示を行った場合には、エージェント及び貸付人に対する通知その他の何らの行為を要せず、かかる開示を行った時点をもって上記の提出を行ったものとみなす。但し、いずれかの貸付人が報告書等の写しを要求する場合には、当該貸付人に報告書等の写しを提出すること。

- ③ エージェント又はエージェントを通じて貸付人が合理的な理由に基づき請求した場合は、借入人及びその子会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定義される子会社及び関連会社をいう。なお、「子会社等」の定義については、借入人の報告書等が当該規則に基づき作成されているか否かを問わない。以下同じ。）の財産、経営又は業況について、合理的に可能な限り速やかにエージェント及び全貸付人に報告し、また、合理的に可能な限り、かつ、借入人及びその子会社等の事業運営に支障を生じさせない範囲において、それらについての調査に必要な便益を提供すること。
- ④ 借入人が及びその子会社等の財産、経営若しくは業況について重大な変化が発生した場合若しくは時間の経過によりかかる変化が発生する現実的かつ具体的なおそれがある場合又は借入人に関して本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争が開始された場合若しくは開始されるおそれがある場合は、速やかにその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。
- ⑤ 借入人が本契約において表明及び保証した事項が事実と反することが判明した場合には、速やかにその旨をエージェント及び全貸付人に報告すること。
- ⑥ 資本性変更事由のほか、借入人の劣後債務に関して、新規に格付が付与された場合又は既存の格付につき撤回、中止、保留がされた場合は、その旨をエージェント及び全貸付人に直ちに報告すること。
- ⑦ 借入人は、本件買収が成立し、SSTLに基づく借入を実行した場合には、その旨（実行日、実行金額、満期日等の情報を含む。）をエージェント及び全貸付人に速やかに報告すること。
- ⑧ SSTLに基づく期限前弁済手続きを開始した場合には、その旨（期限前弁済希望日、期限前返済希望金額の情報を含む。）をエージェント及び全貸付人に直ちに報告すること。
- ⑨ 借入人は、本契約に基づく貸付の実行日以前において、同順位劣後債務による調達を行った場合には、その旨（調達日、調達金額、資本性等の情報を含む。）をエージェント及び全貸付人に直ちに報告すること。

- (2) 借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。なお、本条において担保提供とは、借入人の資産に担保権を設定すること、又は借入人の資産について担保権設定の予約をすることをいい、先取特権及び留置権等法令等の定めに基づき当然に成立するものは除外される。
- (3) 借入人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号を遵守することを確約する。
- ① 主たる事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して事業を継続すること。但し、本契約の義務の履行に重大な影響を及ぼさない許可等又は法令等の違反は、本号の違反を構成しない。
 - ② 本契約の義務の履行に軽微でない悪影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある主たる事業内容を変更しないこと。
 - ③ 借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、本契約に基づく一切の債務について、その弁済期日の時点で残存する他の同順位証券等の支払に劣後させることなく、少なくとも同順位に取り扱うこと。
 - ④ 借入人は、**別紙4**第(1)項に定める(a)乃至(i)のいずれかに該当するものとならず、また、**別紙4**第(2)項に定める(a)乃至(e)のいずれかの関係を有するものとならないこと。
 - ⑤ 借入人は、自ら又は第三者を利用して**別紙4**第(3)項に定める(a)乃至(e)のいずれかに該当する行為を行わないこと。
- (4) 借入人は、個別貸付に係る貸付債権について、仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたときは、直ちにエージェントを通じて全貸付人に対し、かかる命令の写しと共にその旨を書面により通知しなければならない。
- (5) 借入人は、SSTLに基づき、SSTLに定義される Default 又は Event of Default が発生したことを知った場合、その旨をエージェント及び全貸付人に直ちに報告する。

第5章 期限の利益喪失の禁止

第5-1条（期限の利益喪失の禁止）

エージェント又は貸付人は、いかなる場合においても借入人の本契約上の債務について期限の利益を失わせることができない。

第6章 コミット期間の終了

第6-1条（コミット期間の終了）

- (1) 次の各号のいずれかの事由（以下「コミット期間終了事由」という。）が発生した場合、全貸付人の貸付義務は消滅し、かつ全貸付人との関係でコミット期間は当然に終了する。この場合であっても、借入人は、弁済期日の到来していない個別貸付の元本及び利息については弁済期日に弁済を行うものとする。なお、借入人が本契約上の全ての債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約の関連条項は有効に存続する。
- ① コミット期間満了日が到来した場合。
 - ② 貸付の累計実行回数が全貸付人各人につき1回となった場合。
 - ③ 貸付の累計実行金額が総コミット金額に達した場合。
 - ④ 借入人が、(i)コミット期間の終了を希望すること、(ii)その理由、及び(iii)終了希望日、を当該終了希望日の5営業日前の日までにエージェント及び全貸付人に書面で通知した場合。
 - ⑤ 本契約若しくはSSTLが無効となり若しくは借入人に対する執行力を失った場合又は借入人がかかる場合に該当する旨書面により主張したとき。
 - ⑥ SSTLに基づく貸付の期限の利益を喪失した場合又はSSTLに基づく貸付が実行されることなくSSTLに定義されるCommitment Termination Dateが発生した場合。
 - ⑦ 劣後事由が発生した場合。
- (2) （意図的に削除）

第7章 債務の弁済に関する条項

第7-1条（借入人の債務の履行）

- (1) 借入人は、本契約上の債務を弁済するために、本契約上に弁済期日の定めのあるものは支払時限までに、本契約上に弁済期日の定めのないものはエージェントから請求を受け次第、直ちに、シンジケート口座へ入金するものとする。かかる場合、エージェントによるシンジケート口座からの引落しの時点をもって、借入人のエージェント又は貸付人に対する債務の履行があったものとみなす。エージェントは、かかる引落し行為を、弁済期日の定めのあるものについては弁済期中に、弁済期日の定めのないものについては、入金日以降遅滞なく行うものとする。
- (2) 借入人は、エージェントに対して、前項に従いシンジケート口座から金員を引落とす権限を付与するものとし、かかる委任を解約する権利を放棄する（かかる口座引落しには借入人が小切手又は払戻請求書を出すことを要さない。）。
- (3) 本契約に別段の定めがある場合を除き、本条第(1)項に反して、借入人が本契約上の債務についてエージェントを通じず貸付人に直接支払ったとしても、かかる支払は本契約上の債務の履行とは認めない。この場合、支払を受けた貸付人は、受領した金員を直ちにエージェントに支払い、エージェントによる当該金員の受領をもって、当該金員についての債務の履行があったものとみなす。また、借入人は、エージェント及び全貸付人が書面により事前に承諾しない限り、代物弁済により本契約上の債務の履行をなすことはできない。
- (4) 本条に基づく借入人による支払は、以下の順序で充当される（本契約において、この順序を「本件充当順序」という。）。
 - ① 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、エージェントが借入人に代わって負担しているもの及びエージェントフィー
 - ② 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、第三者に支払うべきもの
 - ③ 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、貸付人が借入人に代わって負担しているもの
 - ④ 遅延損害金及び清算金
 - ⑤ コミットメントフィー
 - ⑥ 任意停止金額及び追加利息以外の貸付の利息
 - ⑦ 任意停止金額及び追加利息
 - ⑧ 貸付の元本
- (5) 前項の充当に際し、充当額がいずれかの号目の金額に満たない場合、最初に満たなくなった号目（以下、「不足号目」という。）については、先順位までの号目に充当した後の残余額を、かかる不足号目に関して借入人が負担する弁済期日の到来した個々の支払債務毎の金額の割合に応じて按分（但し、第⑦号については、第2-7条第(7)項に従う。）し、充当するものとする（以下、かかる充当方法を「不足号目充当方法」という。）。
- (6) 借入人は、本契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはならない。借入人が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、借入人は、貸付人又はエージェントが公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとする。かかる場合、借入人は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書、支払を行った日より30日以内に当該貸付人又はエージェント宛直接送付する。

第7-2条（劣後特約）

- (1) 借入人について清算手続（会社法に基づく通常清算又は特別清算を含む。以下同じ。）が開始され、かつ清算手続が継続している場合、本契約に基づく債権の支払請求権の効力は、以下に定める停止条件が成就したときに発生するものとする。
（停止条件）
借入人の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済を受ける権利を有する借入人の債権者が保有する債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、会社法の規定に基づき全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足を受けたこと。
- (2) 借入人について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本契約に基づく債権の支払請求権の効力は、以下に定める停止条件が成就したときに発生するものとする。
（停止条件）
借入人の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その債権額につき全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。
- (3) 借入人について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本契約に基づく債権の支払請求権の効力は、以下に定める停止条件が成就したときに発生するものとする。
（停止条件）
借入人の更生手続において、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足を受けたこと。
- (4) 借入人について再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本契約に基づく債権の支払請求権の効力は、以下に定める条件が成就したときに発生するものとする。
（停止条件）
借入人の再生手続において、再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足を受けたこと。
- (5) 借入人について、日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続の開始の決定が外国において行なわれる場合、本契約に基づく債権の支払請求権の効力は、その手続において、本条第(1)項乃至第(4)項の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上当該条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。
- (6) 劣後事由の発生後の借入人の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各貸付人は、各貸付につき、次の各号を合計した金額の、本契約に基づく債権の支払請求権を有するものとし、借入人はかかる金額を超えて各貸付人に対する支払義務を負わないものとする。
① 劣後事由の発生日において各貸付人が有する各貸付の元本額
② 同日における各貸付に係る任意未払残高及び同日までの経過利息又は同日が利払日に該当する場合の各貸付に係る利息
- (7) 本契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の借入人の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (8) 劣後事由が発生し継続している場合において、本契約に基づく債権の支払請求権は、全ての同順位証券等に係る支払原資の総額（最優先株式が存在するときは、全ての同順位証券等がそれぞれ最優先株式であったならば借入人の残余財産から全ての同順位証券等

に対して分配がなされたであろう金額の総額とする。)に、(i)当該支払請求権の金額を(ii)全ての同順位証券等に係る請求権の金額(最優先株式については、支払原資に不足がないと仮定した場合に最優先株式に対して分配される残余財産の上限額とする。)の総額で除した額を乗じて得られる金額と同額の範囲でのみ行使することができる。

- (9) 劣後事由が発生し継続している場合において、本契約に基づく債権の支払請求権の効力が、本条第(1)項乃至第(5)項に従って発生していないにもかかわらず、その債権の全部又は一部が貸付人に対して支払われたときは、その支払は無効とし、貸付人はその受領金を直ちにエージェントを通じて借入人に返還するものとする。
- (10) 本契約に基づく債権の支払請求権の効力が、本条第(1)項乃至第(5)項に従って発生していない間は、本契約に基づく債権の支払請求権を相殺の対象とすることはできないものとする。但し、本契約に基づく債権の支払請求権の効力が、本条第(1)項乃至第(5)項に従って発生した場合においても、本契約に基づく債権の支払請求権は本条第(8)項により行使が認められる金額の範囲内でのみ相殺の対象とすることができる。
- (11) 本契約に基づく債権の支払請求権の効力が、本条第(1)項乃至第(5)項に従って発生していないために、本契約上の債務の支払が弁済期日に遅れた場合は、貸付人は当該遅滞に関して利息その他の支払を請求することはできない。

第8章 期限前弁済に関する条項

第8-1条（期限前弁済に関する条項）

- (1) 借入人は、①劣後事由が発生した後、当該劣後事由に関する停止条件が成就した場合又は②本条第(2)項及び第(3)項で定める場合を除き、個別貸付の元本を期限前弁済することはできない。
- (2) 借入人は、劣後事由が発生し継続している場合を除き、期限前弁済可能日の10営業日前までに期限前弁済を行う旨（(a)期限前弁済を希望する金額及び(b)期限前弁済を希望する日に関する情報を含む。本条において、以下同じ。）をエージェント及び全貸付人へ書面により通知した場合は、当該期限前弁済を行う日に支払うべき利息の支払と同時に、貸付人に対し個別貸付の元本の全部又は一部（但し、一部の場合、1億円以上1億円単位とする。本条において、以下同じ。）を期限前弁済可能日に弁済することができる。なお、当該期限前弁済を行う日において、任意未払残高がある場合、全ての任意未払残高について、個別貸付未払金の元本金額の合計金額に対する期限前弁済を行う個別貸付の元本金額の合計金額の割合を乗じて算出した任意停止金額及びこれに対する追加利息（もしあれば）を支払うものとする。
- (3) 借入人は、税務事由又は資本性変更事由が発生している場合には、劣後事由が発生し継続している場合を除き、期限前弁済を希望する日（但し、営業日に限る。）の30営業日前までに期限前弁済を行う旨をエージェント及び全貸付人へ書面により通知することにより、当該期限前弁済を行う日に支払うべき利息及び清算金（もしあれば）の支払と同時に、貸付人に対し個別貸付の元本の全部又は一部を弁済することができる。なお、清算金が発生する場合は、各貸付人は期限前弁済がなされる日の2営業日前の日までに清算金をエージェントに通知し、エージェントは当該通知内容を期限前弁済がなされる日の前営業日までに借入人へ通知する。なお、当該期限前弁済を行う日において、任意未払残高がある場合、全ての任意未払残高について、個別貸付未払金の元本金額の合計金額に対する期限前弁済を行う個別貸付の元本金額の合計金額の割合を乗じて算出した任意停止金額及びこれに対する追加利息（もしあれば）を支払うものとする。

第9章 シンジケーション要項

第9-1条（貸付人の権利義務）

- (1) 本契約で別途定める場合を除き、貸付人の本契約に基づく義務は互いに独立したものであり、貸付人は他の貸付人がかかる義務を履行しないことを理由に自らの本契約に基づく義務を免れないものとする。また、貸付人は、他の貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わないものとする。
- (2) 貸付人が貸付義務に違反して実行希望日に個別貸付を行わなかった場合、当該貸付人は、かかる貸付義務違反により借入人が被った全ての損害等を、借入人から請求があり次第、直ちに補償する。但し、かかる損害等の借入人に対する補償は、実行希望日に個別貸付が行われなかったために別途借入を行った場合に借入人が支払を要した、あるいは要するであろう利息その他の費用と、実行希望日に個別貸付が行われた場合に借入人が支払を要したであろう利息その他の費用の差額を上限とする。
- (3) 本契約で別途定める場合を除き、貸付人の本契約に基づく権利は互いに独立したものであり、貸付人は本契約に基づく権利を個別かつ独立して行使できる。

第9-2条（貸付人への分配）

- (1) エージェントは、本契約に基づきシンジケート口座から引落とした金額から、本件充当順序の第①号及び第②号に相当する金額を差し引いた後、なお残余がある場合には、本条の規定に従いかかる残余を直ちに貸付人に分配する。但し、当該金員が、増加費用発生貸付人に対する増加費用として、シンジケート口座から引落としたものである場合には、本条の規定にかかわらず、エージェントは当該金員を増加費用発生貸付人に速やかに分配するものとする。なお、エージェントは、シンジケート口座からの引落し前にシンジケート口座に係る預金債権につき仮差押え、保全差押え、又は差押えの送達を受けた場合、本契約に基づくシンジケート口座からの引落し及び本条に基づく分配を行う義務を負わないものとする。エージェントがかかる送達を受けたにもかかわらず本条に基づく分配を行った場合には、エージェントに故意又は重過失なき限り、かかる分配を受けた貸付人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに当該分配金をエージェントに返還するものとする。貸付人よりかかる分配金の返還がなされ、エージェントが当該金銭をシンジケート口座へ返還した場合、借入人が当該金銭をもって弁済した債務は、当該金銭のシンジケート口座からの引落し時にさかのぼって履行されなかったものとする。
- (2) 本条に基づくエージェントによる貸付人への分配に先立ち、(a)個別貸付に係る貸付債権についての仮差押え、保全差押え、若しくは差押命令が借入人へ送達された場合、又は(b)個別貸付に係る貸付債権の譲渡が行われた場合、借入人、エージェント及び貸付人間における権利義務関係等は、以下の規定に従うものとする。
 - (a) ① エージェントが、貸付債権につき仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領する前に、本条に基づく貸付人への分配を完了した場合。

この場合、エージェントによるかかる分配行為及びこれに先立つシンジケート口座からの引落しにより、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人又はその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、かかる貸付債権に係る貸付人が、自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる引落し及び分配行為に起因して損害等を被った場合には、かかる貸付債権に係る貸付人が補償するものとする。
 - ② エージェントが、本契約に基づくシンジケート口座からの引落し以降本条に基づく貸付人への分配を完了する前に、かかる分配に係る貸付債権につき仮差押え、保全

差押え、又は差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領した場合。

この場合、(i)エージェントは、かかる通知に係る金員については、本条に基づく分配を留保することができ、その他エージェントが合理的と認める方法に従い対応することができるものとする。また、(ii)エージェントは、かかる通知に係る金員以外のシンジケート口座から引落とした金員を、かかる通知に係る貸付人を除く全貸付人に対して分配するものとする。本号(i)に基づく対応として行うエージェントによる分配行為及びこれに先立つシンジケート口座からの引落しにより、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人又はその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、かかる貸付債権に係る貸付人が、自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる引落し及び分配行為に起因して損害等を被った場合には、かかる貸付債権に係る貸付人が補償するものとする。

- ③ エージェントが、本契約に基づくシンジケート口座からの引落しより前に、本契約に基づき貸付債権につき仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領した場合。

この場合、(i)エージェントは、かかる通知に係る金員については、本契約に基づくシンジケート口座からの引落しを行ってはならないものとする。但し、かかる通知にかかわらず、エージェントが引落しを行う前営業日までに、本契約に基づき仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領していない場合、エージェントは、シンジケート口座からの引落し及び分配を行うことができるものとする。また、(ii)エージェントは、かかる通知に係る金員以外のシンジケート口座から引落とした金員を、かかる通知に係る貸付人を除く全貸付人に対して分配するものとする。本号(i)但書に基づくエージェントによる分配行為及びこれに先立つシンジケート口座からの引落しにより、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人又はその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、かかる貸付債権に係る貸付人が、自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる引落し及び分配行為に起因して損害等を被った場合には、かかる貸付債権に係る貸付人が補償するものとする。

- (b) 譲渡人及び譲受人が連名で、又は借入人が単独で、貸付債権に係る譲渡の事実を、本契約に従って、エージェントに対して通知した場合。

この場合、エージェントは、かかる通知のいずれか一方を受領後、直ちに当該譲受人をかかるとる貸付債権に係る債権者として取り扱うために必要な一切の事務手続を開始するものとし、エージェントは、かかる事務手続が完了した旨を借入人、譲渡人及び譲受人に対して自ら通知するまで、従前の貸付人を有効な貸付人として取扱えば免責されるものとする。エージェントによるかかる取扱により、譲受人又はその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、かかる貸付債権に係る譲渡人が、自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントが本号に起因して損害等を被った場合には、かかる貸付債権に係る譲渡人が補償するものとする。

- (3) エージェントが貸付人に対して行う分配は、本件充当順序の第③号乃至第⑧号の順に行う。分配すべき金額に不足号目が発生した場合における、かかる不足号目の充当及び分配については、不足号目充当方法に従う。
- (4) 本件充当順序及び不足号目充当方法の規定にかかわらず、劣後事由が発生した後、当該劣後事由に関して、第7-2条第(1)項乃至第(5)項に定められた停止条件が成就し、本契約上の債務の支払が行われた場合には、エージェントは、借入人から支払を受けた金額から本件充当順序の第①号及び第②号を差し引いた後の残余を、本契約上借入人が貸付人に対して

負担する債務の金額に応じて分配し、当該分配を行う限り、エージェントは何らの責任を負わないものとする。なお、この場合の充当は貸付人が適当と認める順序及び方法によるものとし、貸付人は充当内容を速やかにエージェントに報告する。

- (5) 借入人によるシンジケート口座への入金支払時限より遅延した場合には、エージェントは同日中に本条第(1)項に定める分配を行う義務を負わない。この場合、エージェントは、借入人より入金を受けた後直ちにかかる分配を行うものとし、これにより貸付人又はエージェントに損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。
- (6) エージェントの請求があり、かつかかる請求が合理的な理由に基づく場合には、かかる請求を受けた貸付人は、自らが借入人に対して有する本契約上の債権の金額（内訳を含む。）を直ちに通知する。この場合、本条第(1)項に定める分配を行う義務は、かかる通知の全てがエージェントに到達した時点でエージェントに発生する。かかる通知が合理的な理由なく遅延したことにより、貸付人又はエージェントに損害等が発生した場合には、かかる通知を怠った貸付人がこれを負担する。
- (7) エージェントは、貸付人に対する分配を立替払いにより行うことができる。立替払いが支払時限までに解消しない場合には、本項に基づいて分配を受けた貸付人は、かかる立替払いを受けた金額を、エージェントから返還請求を受け次第直ちにエージェントに返還する。また、貸付人は、エージェントより請求があり次第、直ちにエージェントにかかる立替払いに要した立替コストを立替払いを受けた金額に応じて支払うものとする。貸付人がエージェントに対して当該立替コストを支払った場合において、当該立替払いが借入人の要請に基づきなされたものであるときは、借入人は、当該貸付人に対して、当該立替コストを補償する。

第9-3条（エージェントの権利義務）

- (1) エージェントは、全貸付人により全貸付人のためにエージェントに委託された本契約の各条項に定める業務（以下、本項において「エージェント業務」という。）を行い、権限を行使し、エージェント業務を行うに際し、通常必要又は適切とエージェントが認める権限を行使する。エージェントは、本契約の各条項に明示的に定められた義務以外の義務を負わず、また、貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わない。また、エージェントは貸付人の代理人であり、別段の定めのない限り借入人の代理人とはならない。なお、借入人は、エージェントが本契約に定めるエージェント業務を行うことの対価として、借入人とエージェントが別途合意するところにより手数料（本契約において、「エージェントフィー」という。）を支払わなければならない。
- (2) エージェントは、真正かつ正確であると思料され、適切な人物により署名又は記名押印され交付された通信、文書及び書類に依拠することができ、また、本契約に関しエージェントが必要な範囲で合理的に選任した専門家の意見書及び説明書に依拠して行為することができる。
- (3) エージェントは、本契約に定める責務を果たし権限を行使するにあたり、善良な管理者としての注意を払う。
- (4) エージェント又はその取締役、従業員若しくは代理人は、本契約に基づいて、又は本契約に関連する行為、不作為について、故意若しくは重過失がない限り、貸付人に対して一切の責を負わない。エージェントを除く貸付人は、エージェントが本契約上の責務を果たすのに負担した債務及び損害等につき、借入人から償還されない限度で、エージェントたる貸付人の参加割合（但し、一部の貸付人の貸付義務が消滅後、当該貸付人に係る個別貸付未払金が存在する期間中は、当該時点における当該個別貸付未払金の元本金額を当該貸付人のコミット金額とみなして参加割合を算出する（以下、本項において同じ。）。また、全貸付人の貸付義務が消滅後、本契約に基づく全ての債務の弁済が完了していない期間中は、当該時点における総貸付残高に対する貸付人毎の個別貸付未払金の元本合計金額の割合と

する。また、かかる補償債務を履行することができない貸付人がある場合には、エージェントたる貸付人の参加割合を当該貸付人を除く貸付人の参加割合の合計で除した割合とする。) に応じて算出した負担部分を控除した残額について、連帯してエージェントに補償する。

- (5) エージェントは、本契約の有効性及び本契約に表明された事項につき何ら保証を行うものではなく、貸付人は、自ら適切と認めた書類、情報等に基づき借入人の信用力その他必要な事項を審査した上、独自の判断で本契約を締結し、また、本契約上企図される取引を行うものとする。
- (6) エージェントが貸付人を兼ねる場合には、本契約上のエージェントの義務にかかわらず、本契約上の貸付人としての権利義務は他の貸付人と同等とする。また、エージェントは、本契約外で借入人との間で一般に認められる銀行取引を行うことができる。なお、エージェントは、本契約外の取引において取得した借入人に関する情報（借入人から受領した情報については、本契約に基づいて送付されたことが明示されていない限り、本契約外の取引に基づいて取得したものとみなす。）を、他の貸付人に対して開示する義務を負わず、また、借入人との本契約外の取引において借入人から支払を受けた金員を他の貸付人に分配する義務を負わない。
- (7) エージェントが貸付人を兼ねる場合には、本契約の規定によるエージェントによる貸付人への分配額の算出は、エージェント以外の貸付人に対する分配額については1円未満を切り捨て、エージェントを兼ねる貸付人に対する分配額については、分配額の総額から他の貸付人に対する分配額を差し引いた金額とする。
- (8) 本契約上必要とされる1円未満の端数処理については、前項の場合を除き、エージェントが適当と認める方法によるものとする。
- (9) エージェントが本契約上借入人より貸付人に伝えるべき通知を受領した場合、速やかにその内容を全貸付人に通知しなければならない。又は本契約上貸付人より借入人若しくは他の貸付人に伝えるべき通知を受領したときは、エージェントは速やかにその内容をそれぞれ借入人若しくはかかる通知を行う貸付人を除く全貸付人に通知しなければならない。なお、エージェントは、借入人から入手し保管する書類については、通常の営業時間内において貸付人のために閲覧に供する。

第9-4条（エージェントの辞任及び解任）

- (1) エージェントの辞任に係る手続は、以下の通りとする。
 - ① エージェントは、全貸付人及び借入人に対して書面による通知を行うことにより、辞任することができる。但し、後任のエージェントが任命され、その就任を承諾するまで、かかる辞任の効力は発生しない。
 - ② 前号の通知が行われた場合、多数貸付人は借入人の承諾を得た上で、後任のエージェントを任命する。
 - ③ 第①号の通知が行われた日の30日後の日までに後任のエージェントとなるべき者が多数貸付人により任命されなかった場合又は多数貸付人に任命された者がその就任を承諾しなかった場合には、在任中のエージェントが借入人の承諾を得た上で、多数貸付人に代わって後任のエージェントを任命できる。
- (2) エージェントの解任に係る手続は、以下の通りとする。
 - ① 多数貸付人は、他の全ての貸付人、借入人及びエージェントに対して書面による通知を行うことにより、エージェントを解任することができる。但し、後任のエージェントが任命され、その就任を承諾するまで、かかる解任の効力は発生しない。
 - ② 前号の通知が行われた場合、多数貸付人は借入人の承諾を得た上で、後任のエージェ

ントを任命する。

- (3) 前二項に基づき後任のエージェントに任命された者がその就任を承諾した場合には、前任のエージェントは本契約に基づきエージェントとして保管している書類一式を後任のエージェントに引き渡すと共に、後任のエージェントが本契約に定めるエージェントとして責務を果たすために相当な協力を行う。
- (4) 後任のエージェントは前任のエージェントが有していた本契約上の権利義務を承継し、前任のエージェントは後任のエージェントの就任と同時に、エージェントとして負担する全ての義務を免れる。但し、前任のエージェントが在任中に行った行為（不作為を含む。）に関しては本契約の各条項が引き続き有効に適用される。
- (5) エージェントは、次の各号のいずれかに該当する場合は、前四項の規定にかかわらず、多数貸付人と合意することによりエージェントを辞任することができるものとする。本項の定めに従いエージェントが辞任した場合には、辞任したエージェントはその旨を速やかに借入人及び当該合意をした貸付人以外の貸付人に対して通知するものとし、借入人はかかる辞任について異議を述べない。また、多数貸付人は合意により後任のエージェントを任命することができるものとし、借入人はかかる任命について異議を述べない（なお、本項に基づき後任のエージェントに任命された者がその就任を承諾した場合については、前二項の規定を準用する。）。本項の定めに従いエージェントが辞任した場合でも、借入人は既に発生したエージェントフィーの支払債務を免れないものとする。
 - ① 借入人について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。
 - ② 借入人がエージェントフィーの支払を怠った場合で、相当の期間を定めて支払を催告したにもかかわらず、その期間内に支払がないとき。
- (6) 前項の定めに従いエージェントが辞任する場合で、多数貸付人の合意により後任のエージェントが直ちに任命されない場合には、多数貸付人及びエージェント（但し、エージェントが既に辞任した場合には多数貸付人）は、各貸付人が個別に権利行使を行うことができるようにするために合理的に必要な範囲において、本契約のエージェントに関する規定の削除・変更を含め、本契約に必要又は適切な変更を加えることができる。

第9-5条（多数貸付人の意思結集）

- (1) 多数貸付人の意思結集に係る手続は、以下の通りとする。
 - ① 貸付人は、本契約に定める多数貸付人による指示が必要な事由が発生したと判断した場合、エージェントに対して多数貸付人の意思結集を要請する旨の通知を行うことができる。
 - ② 前号の通知を受けたエージェントは、多数貸付人の意思結集を行う旨の通知を全貸付人に対して速やかに行う。
 - ③ 前号の通知を受けた貸付人は、かかる事由に対する自らの意思決定を行い、エージェントが指定する合理的な期間内（原則として、前号の通知を受けた日の5営業日後の日まで）にその内容をエージェントに通知する。
 - ④ 前三号により多数貸付人の意思結集がなされた場合には、エージェントは、多数貸付人による指示としてその内容を借入人及び全貸付人に対して速やかに通知する。
- (2) エージェントは、前項の外、多数貸付人による意思結集が必要な事由が発生したと自ら判断した場合、多数貸付人の意思結集を行う旨の通知を全貸付人に対して行うことができる。なお、かかる通知を行った後の手続は、前項第③号及び第④号の規定に従う。

第9-6条（第三者からの回収等）

借入人の本契約上の債務について、エージェント及び全貸付人が書面により事前に承諾しない限り、借入人以外の第三者による弁済は認められないものとする。

第9-7条（地位の譲渡）

- (1) 借入人は、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、本契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することができない。
- (2) 貸付人は、コミット期間が終了するまでの間、借入人及びエージェントが書面により事前に承諾し、かつ、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、本契約上の地位及びこれに伴う権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡することができる（但し、本契約に別段の定めがある貸付債権の譲渡についてはこの限りではない。以下、かかる譲渡を行う貸付人を「地位譲渡人」、かかる譲渡を受ける者を「地位譲受人」という。）。エージェントは、かかる譲渡が行われた場合、その旨を全貸付人に通知する。また、第①号の承諾についての確定日付の取得に関連して、エージェントに損害等が発生した場合には、地位譲渡人及び地位譲受人がこれを負担する。
 - ① 地位譲渡人が貸付債権を有している場合には、借入人の承諾については、当該貸付債権の譲渡についての承諾も含むものとし、かつ、かかる承諾につき譲渡日以降直ちに確定日付を取得すること。
 - ② 本契約上の地位の一部の譲渡があった場合には、譲渡日以降地位譲渡人と地位譲受人が共に本契約上の貸付人となり本契約の各条項に拘束されるとともに、地位譲渡人の地位譲渡前のコミット金額（以下、本項において「譲渡前コミット金額」という。）が地位譲渡人と地位譲受人が別途合意した額（以下、本項において「減少額」という。）だけ減額され、地位譲受人に当該減少額と同額のコミット金額（但し、当該地位譲受人が当該譲渡前において既に貸付人である場合には、当該譲渡前における当該貸付人のコミット金額に当該減少額と同額を加算したコミット金額）が以後適用されるものとし、地位譲渡人が貸付債権を有している場合（以下、本項において、かかる貸付債権を「譲渡前貸付債権」という。）には、かかる譲渡前貸付債権に係る元利金、遅延損害金その他一切の債権が減少額を譲渡前コミット金額で除した割合（以下、本項において「減額割合」という。）に応じて分割され、その減額割合に対応して分割された債権が地位譲受人に対して譲渡されること。
 - ③ 金融商品取引法第2条第3項第1号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項に規定される適格機関投資家であり、かつ、日本国の居住者たる法人（日本国内に日本法に基づき登記された本支店又は営業所があるもの。以下、本条及び次条において同じ。）であって、貸金業法第2条第2項に定める貸金業者でないこと。但し、借入人が期限の利益を喪失した場合は、日本国の居住者たる法人であること。
 - ④ かかる譲渡が本契約上の地位の一部について行われる場合には、(i)減少額及び(ii)譲渡前コミット金額から減少額を控除した金額がいずれも1億円以上であること。
 - ⑤ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、地位譲受人に対する借入人の支払利息額その他の支払額が増加しないこと。
- (3) 前項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用等については、地位譲渡人又は地位譲受人が全て負担する。但し、譲渡後に地位譲受人に関し発生した増加費用については、本契約の増加費用に係る規定に従う。また、地位譲渡人は、かかる譲渡を行い次第速やかに、かかる譲渡に関連する事務手続の対価として、1地位譲受人当たり50万円に消費税を加えた金額をエージェントに支払う。

第9-8条（貸付債権の譲渡）

- (1) 貸付人は、コミット期間が終了した後において、本契約上別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、貸付債権の譲渡を行うことができる（貸付人のコミット期間が存続している間の貸付債権の譲渡については、前条の定めに従う。）。なお、譲渡人及び譲受人は、かかる譲渡日以降直ちにかかる譲渡について第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備するものとする。この場合、譲渡人及び譲受人は連名で、また、借入人は単独で、かかる譲渡の事実をエージェントに対して直ちに通知するものとし、対抗要件の具備に関連して、エージェントに損害等が発生した場合には、譲渡人及び譲受人がこれを負担する。また、本項に基づく貸付債権の譲渡が行われた場合、本契約上の譲渡人の権利のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の権利は譲受人に移転するものとし、また、譲受人は本契約上の譲渡人の義務のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の義務を負うものとする。借入人は、かかる譲受人への権利の移転及び譲受人による義務の負担につき、予め承諾するものとする。この場合、譲渡された貸付債権についての本契約の各条項の適用にあたっては、譲受人を貸付人として取り扱うものとする。
- ① 譲受人が譲り受けた貸付債権について、本契約の貸付債権に関連する各条項に拘束されること（なお、譲受人は貸付義務を負担しないものとする。）。
 - ② 譲受人が、金融商品取引法第2条第3項第1号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項に規定される適格機関投資家であり、かつ、日本国の居住者たる法人であること。
 - ③ かかる譲渡が貸付債権を分割して行われる場合には、分割後の貸付債権の金額がいずれも1億円以上であること。
 - ④ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、譲受人に対する借入人の支払利息額その他の支払額が増加しないこと。
- (2) 前項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用については譲渡人又は譲受人が全て負担する。なお、譲渡後に発生した増加費用については、本契約の増加費用の規定に従う。また、譲渡人は、かかる譲渡を行い次第速やかに、かかる譲渡に関連する事務手続等の対価として、1譲受人当たり個別貸付毎に50万円に消費税を加えた金額をエージェントに支払う。

第9-9条（一般規定）

(1) 情報開示

借入人は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。なお、本項にいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、取引の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、第②号の適用上は、本契約以外の契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報は含まれない。

- ① 不実行貸付人により貸付不実行の通知があった場合、劣後事由が発生した場合又は多数貸付人の意思結集が必要とされる場合には、エージェント及び貸付人が本契約又は本契約以外の契約に関連して入手した借入人及び借入人との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。
- ② 本契約に基づく貸付債権の譲渡、本契約に基づき借入人が負担する債務に係る借入人の委託なき保証契約（物上保証を含む。）若しくは債務引受契約の締結、又は本契約上の貸付債権に係る参加利益の売却（ローン・パーティシペーション）に際して、貸付人が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人（地位譲受人を含む。）、

保証人、債務引受人、参加利益の購入者、及び譲受、保証、債務引受又は参加利益の購入を検討している者（かかる取引に関する仲介業務を行う者を含む。）に、本契約に関する情報を開示すること。

- ③ 法令等若しくは行政、司法その他日本国内外の関係官庁、中央銀行若しくは自主規制団体の命令、指導、要請等に従い、又は弁護士、司法書士、公認会計士、監査法人、税理士、格付機関その他の専門家であって職務上当該情報の開示を受ける必要のある者に対して合理的に必要とされる範囲で、本契約に関する情報を開示すること。また、貸付人が自らの親会社、子会社及び関連会社に対して、内部管理目的のため必要かつ適切な範囲で本契約に関する情報を開示すること。

(2) 遅延損害金

借入人は、貸付人又はエージェントに対する本契約上の債務の履行を遅滞した場合には、かかる履行を遅滞した債務（以下、本項において「履行遅滞債務」という。）を履行すべき日（同日を含む。以下、本項において「本弁済期日」という。）から履行遅滞債務の全てを履行した日（同日を含む。）までの期間につき、履行遅滞債務の金額に、年率 14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、エージェントから請求を受け次第、直ちに、本契約の規定に従い支払う。また、かかる遅延損害金の算出方法は、後落しの片端による日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。但し、履行の遅滞が(i)事務上又は技術上の過誤に起因し、かつ、(ii)履行遅滞債務の全ての履行が本弁済期日から1営業日以内になされた場合には、借入人は遅延損害金を支払うことを要しない。

(3) 諸経費及び公租公課等

- ① 本契約及びこれに関連する書類の作成及びその変更、修正に関して発生する合理的な費用（合理的な弁護士費用を含む。）並びに貸付人及びエージェントが本契約に基づき権利の確保及び実行又は義務の履行を行うに際して発生する合理的な費用（合理的な弁護士費用を含む。）は、法令等に反しない限り合理的な範囲で借入人の負担とし、貸付人又はエージェントがこれを借入人に代わって負担した場合には、借入人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに、本契約の規定に従い支払う。
- ② 本契約及びこれに関連する書類の作成、変更、執行等に関して発生する印紙税その他これに類する公租公課等は、全て借入人の負担とし、貸付人又はエージェントがこれを借入人に代わって負担した場合には、借入人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに、これを本契約の規定に従い支払う。
- ③ 日本国に本店を有しない貸付人は、本契約締結後速やかに、所管税務署より外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を取得し、その写しをエージェント経由で借入人に提出するものとする。また、本契約締結日から本契約が終了し、かつ個別貸付未払金全額につき弁済を受けるまでの期間に当該免除証明書の有効期限が到来する貸付人は、当該有効期限到来後速やかに、当該有効期限後に有効な免除証明書の写しを同様に提出するものとする。特定の貸付人が本号の義務を満たさないことによりエージェントに損害等が発生した場合には、当該貸付人がこれを負担する。
- ④ 前号の規定は、本契約に基づく地位譲渡、貸付債権の譲渡が行われた場合の地位譲受人及び譲受人についてもこれを適用する。

(4) 契約の変更

本契約は、借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意がなければ、これを変更することができない。但し、第9-4条第(6)項に定める変更については、同項の手続に従うものとする。

(5) 危険負担、免責並びに賠償及び補償

- ① 借入人がエージェント又は貸付人に差し入れた書類が、事変、災害等やむを得ない事情により紛失、滅失又は損傷した場合には、借入人はエージェントと協議の上、エー

ジェント又は当該貸付人の帳簿、伝票等の記録（合理的な内容のものに限る。）に基づき本契約上の債務を履行する。また、借入人は、エージェント又はエージェントを通じて貸付人が請求した場合には、速やかに代わりの書類を作成し、エージェント又はエージェントを通じて当該貸付人に提出する。

- ② 貸付人又はエージェントが、本契約に基づく取引に使用する借入人の代表者及び代理人の印影を、予め借入人の届出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて行った取引について、印章の偽造、変造、盗用等の事故があり、これにより損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。
- ③ 借入人が本契約の条項に違反したことにより貸付人若しくはエージェントに発生した損害等については、借入人がこれを負担する。

(6) 本契約の可分性

本契約の条項の一部が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれず、また影響を受けない。

(7) 計算

本契約中における計算につき、別途明示的な規定が存在しないときは、実日数は両端入れにより計算し、日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる方法にて算出される。

(8) 公正証書の作成

借入人は、エージェント又は多数貸付人が請求したときにはいつでも、公証人に委託して本契約証書の債務の承認及び本契約上の債務について強制執行の認諾文言のある公正証書の作成に必要な手続をとる。

(9) 権利の存続

エージェント及び貸付人が本契約により定められた権利の全部若しくは一部を行使しないこと、又は行使の時期を遅延することは、いかなる場合であっても、エージェント及び貸付人が当該権利を放棄したもの、又は借入人の義務を免除若しくは軽減したものは解されず、エージェント及び貸付人の権利又は義務にいかなる効果も与えないものとする。

(10) 銀行取引約定書等の適用除外

本契約及び本契約に基づく取引については、借入人が貸付人に別途差し入れた、若しくは借入人と貸付人との間で別途締結された銀行取引約定書又は同種の約款（もしあれば）は適用されない。

(11) 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を非専属的合意管轄裁判所とする。

(12) 言語

本契約は、日本語で作成し、これを正本とする。

(13) 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、借入人及び貸付人は、エージェントを通じて協議を行い、その対応を決定する。

上記を証するため、本契約書 1 通を作成し、借入人、貸付人及びエージェントの代表者又は代表者の代理人が記名押印し、エージェントが、自ら、貸付人及び借入人のために保管する。なお、借入人及び貸付人はエージェントから原本保管証明付の写しを受領する。

2018 年 10 月 26 日



借入人：武田薬品工業株式会社

By: /s/ Costa Saroukos

Name: Costa Saroukos

Title: Chief Financial Officer

エージェント：株式会社三井住友銀行

/s/ 代表取締役 高島 誠

貸付人：株式会社三井住友銀行

/s/ 代表取締役 高島 誠

貸付人：株式会社三菱UFJ銀行

/s/ 執行役員 沼島 一郎

貸付人：株式会社みずほ銀行

/s/ 取締役頭取 藤原 弘治

貸付人：農林中央金庫

/s/ 代表理事 奥 和登

貸付人：三井住友信託銀行株式会社

/s/ 執行役員 池村 重徳

別紙 1

契約当事者の連絡先、貸付人の当初コミット金額及び通知方法

1. 借入人

借入人及びその部署	住所	電話番号 ファクシミリ
武田薬品工業株式会社 財務・ファイナンスマネジ メント 財務企画	〒103-8668 東京都中央区日本橋本町 2-2-1	03-3278-2284 03-3278-2198

2. エージェント

エージェント及びその部署	住所	電話番号 ファクシミリ
株式会社三井住友銀行 市場決済部 シンジケーショングループ	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 13-6	03-5640-6688 03-5695-5214

3. 貸付人

貸付人及びその部署	当初コミット 金額	住所	電話番号 ファクシミリ
株式会社三井住友銀行 本店営業第八部	1,500 億円	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-1-2	03-4333-3801 03-4333-9667
株式会社三菱UFJ銀行 営業第二本部営業第五部	1,500 億円	〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1	03-3240-8299 03-3240-2360
株式会社みずほ銀行 営業第三部	1,000 億円	〒100-8176 東京都千代田区大手町 1-5-5	03-6734-5754 03-3214-0628
農林中央金庫 食農法人営業本部営業第一部	500 億円	〒100-8420 東京都千代田区有楽町 1-13-2	050-3853-2163 03-3218-5115
三井住友信託銀行株式会社 本店営業第三部	500 億円	〒100-8233 東京都千代田区丸の内 1-4-1	03-6256-5705 03-6256-5709
合計	5,000 億円		

4. 通知方法

- ① 本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方が本契約に基づき届出た連絡先に、下記(i)乃至(iii)記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、エージェント宛に連絡先の変更通知を行うことにより、連絡先を変更することができる。

- (i) 直接持参交付
- (ii) 書留郵便又はクーリエサービス
- (iii) ファクシミリ通信（但し、(iii)記載の方法による場合であって、以下に列挙する通知の場合には、事後に正本を(i)又は(ii)の方法で相手方に交付しなければならない。）
 - (a) 領収書
 - (b) 本契約に基づき借入人がエージェントに対して行う貸付債権の仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けた旨の通知
 - (c) エージェント所定の様式の印鑑又は署名の届出及びエージェント宛届出事項の変更通知

(d) 上記のほかに、受取人たる相手方が合理的な理由により正本の交付を要求する通知

- ② 前号の通知の効力発生時点は、ファクシミリ通信による場合、受信時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

5. 届出事項の変更

- ① 貸付人及び借入人は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他エージェント宛届出事項に変更があった場合には、エージェントに対して速やかに書面による通知を行う。
- ② 前号の届出を怠ったために、本契約に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

以 上

別紙 2

元本弁済予定表、利払日予定表

1. 個別貸付の元本弁済予定表

元本弁済日	元本弁済金額
実行日の60年後応当日 (満期日)	当初貸付実行金額 ^(*)

^(*) 当初貸付実行金額は、当該貸付に係る借入申込書に基づき各貸付人毎に実行された個別貸付の合計金額。

各元本弁済日における弁済金の各貸付人に対する分配は、以下の通り行うものとする。

	株式会社三井住友銀行を除く各 貸付人	株式会社三井住友銀行
満期日	各貸付人につき、個別貸付未払金額のうち元本金額の全額	

以 上

別紙 3

年 月 日

株式会社三井住友銀行市場決済部 御中

ご住所

お名前

(届出印)

借入申込書

当社は、貴行をエージェントとして 2018 年 10 月 26 日付で締結された、契約締結当初の総コミット金額 5,000 億円の劣後特約付コミット型シンジケートローン契約（以下、単に「本契約」といいます。なお、本借入申込書において使用される用語で本借入申込書に定義がないものについては、本契約における定義が適用されるものとします。）の規定に基づき、下記内容の貸付の実行を申込み致します。なお、当社は当該貸付の申込時点及び下記実行希望日現在において、本契約第 2-2 条に定める貸付義務負担の前提条件が全て満たされていることをここに確約致します。

記

金額	金	円
実行希望日	年 月 日 ()	
資金使途	実行希望日に行う、SSTL に基づく借入金の弁済の資金	

本借入申込書に従い個別貸付が実行された場合の元本弁済日、利払日及び元本弁済金額並びに元本弁済日及び利払日の休日処理については、本契約の定めに従うものとします。

以 上

別紙4

反社会的勢力の排除

- (1) 暴力団員等
- (a) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
 - (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
(以下、上記(a)乃至(i)を総称して、「暴力団員等」という。)
- (2) 暴力団員等との関係
- (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係
- (3) 違法又は不当な行為
- (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (d) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貸付人若しくはエージェントの信用を毀損し、又は貸付人若しくはエージェントの業務を妨害する行為
- (e) その他上記(a)乃至(d)に準ずる行為

以 上